

白浜町白良浜等喫煙及びごみ等のポイ捨て禁止条例

(目的)

第1条 この条例は、白良浜等における喫煙及びごみ等のポイ捨てを禁止することについて必要な事項を定め、白良浜の豊かな自然環境を保全していくため、町、事業者及び利用者が一体となって美化を推進していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 白良浜等 第3条の規定に基づき、町長が指定した区域をいう。
- (2) 事業者 白良浜等で事業又は催事等を行う者をいう。
- (3) 利用者 白良浜等を利用する町民、町外の者及び観光客等すべての者をいう。
- (4) ごみ等 白良浜等へ持ち込んだ飲食料品を収納していた容器、紙くず、たばこの吸殻、海水浴用品及びこれらに類するもので、捨てられ、又は放置されることにより、散乱の原因となるものをいう。

(区域の指定)

第3条 町長は、白良浜（白良浜に隣接等する護岸地域、遊歩道、児童公園等を含む。）及びその周辺地域のうち、この条例の適用を受ける区域を指定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により区域の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。告示した内容に変更等が生じたときも、同様とする。

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的かつ効率的に推進しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ等は、関係法令等の規定に基づき、適切に処分しなければならない。

- 2 事業者は、白良浜等における喫煙及びごみ等のポイ捨ての禁止に関する啓発に努めなければならない。
- 3 事業者は、白良浜等で飲料水等の自動販売機器を設置する場合には、その販売場所に回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、当該機器周辺の清掃保持その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、白良浜等において自ら生じさせたごみ等については持ち帰るか、又は白良浜等の区域内に町が設置したごみ箱（以下「区域内ごみ箱」という。）に捨てるかにより、処分しなければならない。

- 2 利用者は、自主的に白良浜等の清掃又はごみ等の散乱を防止する等、環境美化に努めなければならない。
- 3 利用者は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

(喫煙の禁止)

第7条 白良浜等での喫煙は禁止とする。ただし、町長が指定した喫煙場所にあつてはこの限りでない。

(ポイ捨ての禁止)

第8条 白良浜等でのごみ等のポイ捨ては禁止とする。

(区域内ごみ箱)

第9条 区域内ごみ箱に捨てることができるごみ等は、利用者が白良浜等において自ら生じさせたものに限るものとし、利用者が白良浜等以外の区域又は地域で生じさせたごみ等及び事業者がその事業活動に伴って生じたごみ等については、区域内ごみ箱に捨てることはできないものとする。

(白良浜等環境保護団体)

第10条 町長は、積極的に環境保護について活動する団体を白良浜等環境保護団体（以下「白良浜等環境保護団体」という。）として認定し、白良浜等における喫煙及びごみ等のポイ捨て禁止に関する啓発、監視、指導及びその他の活動を行わせることができる。

2 白良浜等環境保護団体は、前項の規定による指導に従わない者がいた場合には、速やかにその状況を町長に報告するものとする。

(命令)

第11条 町長は、第6条の規定に違反した者に対し、その行為の禁止を命令することができる。

2 町長は、第7条の規定に違反した者に対し、ごみ等の回収を命令することができる。

3 町長は、第8条の規定に違反した者に対し、ごみ等の処理を命令することができる。

4 町長は、前各項に規定する命令に正当な理由なく従わない者に対し、違反した現場付近の清掃を命令することができる。

5 町長は、前項に規定する命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わない場合は、白良浜等からの退去を命じることができる。

(関係法令の活用)

第12条 町長は、この条例の施行に関し関係法令等の活用を図るものとする。

(白良浜町白良浜等喫煙及びごみ等のポイ捨て禁止協議会)

第13条 町長は、この条例の目的を達成するために必要な事項を協議するため、白良浜町白良浜等喫煙及びごみ等のポイ捨て禁止協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。